

投資委員会布告

第 3/2564 号

件名：電動式の乗り物、電動式の乗り物用部品および備品の製造への投資奨励政策

政府の方針に基づき全種類の電動式の乗り物の製造への投資を奨励し、タイが重要な生産拠点となるために電動式の乗り物用部品の製造を推進するため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、そして第 31/1 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り發布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の 4 類に内容を追加し、業種、条件および恩典を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
4.24 Battery Electric Vehicle (BEV)、Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV) および Hybrid Electric Vehicle (HEV) の電気自動車の製造	1. 少なくとも BEV 型電気自動車製造プロジェクトを有する、自社または他のメーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの電気自動車製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーション開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51% 以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練およびに技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。 2. タイ国内販売の電気自動車の場合は、以下の基準および規則に従うこと。 2.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準 2.2 少なくとも ABS システムおよび ESC システム (UN R13H w/ABS&ESC) を有するアクティブセーフティー (Active Safety) の安全基準 2.3 前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95) 2.4 Euro5 レベル以上の排出ガス規制 (UN R83) (HEV および PHEV 電気自動車のみ) 2.5 タイ工業規格協会、陸上輸送局等の関連機関によって定められるその他の基準および規則 3. 奨励証書発給日より 3 年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造し、認可された全種類の電気自動車を製造開始すること。 4. 電気自動車製造開始日より 3 年以内に、トラクションモーター、バッテリーマネジメントシス	B 1

業種	条件	恩典
	テム（BMS）および運転制御システム（DCU）の三つの中で少なくとも一つ以上の主要部品を追加で製造すること。 5. HEV および PHEV 自動車の場合は、電気自動車製造開始日より3年以内に更に業種 4.8.3 電動式の乗り物用部品および備品の製造に定められた少なくとも2つ以上の部品を製造すること。 6. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 7. BEV 自動車の製造と、自社と部品メーカー（Suppliers）の重要部品（バッテリー、トラクションモーター、バッテリーマネジメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU））の製造の総合プロジェクト（Package）の土地代および運転資金を除く投資規模が 5,000 百万パーツ以上の場合には以下の恩典を付与する。 7.1 PHEV 自動車の製品向け 7.2 BEV 自動車の製品向け、更に技術およびイノベーションの研究開発に対する競争力向上のための追加恩典に定められた基準に基づき申請が可能。 8. BEV 自動車の製造と、自社と部品メーカー（Suppliers）の重要部品（バッテリー、トラクションモーター、バッテリーマネジメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU））の製造の総合プロジェクト（Package）の土地代および運転資金を除く投資規模が 5,000 百万パーツ未満の場合には以下の恩典を付与する。 8.1 PHEV 自動車の製品向け 8.2 BEV 自動車の製品向け、 <u>追加恩典</u> (1) 2022 年以内に BEV 自動車を製造開始する場合は法人所得税免除期間を2年間追加する。 (2) 電気自動車製造開始日より3年以内に基本条件よりも BEV 自動車の重要部品（バッテリーを除く）を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1部品あたり1年間追加する。 (3) 電気自動車製造開始日より3年以内に BEV 自動車の年間の実際生産量（Actual	A4 A2 A4 A4

業種	条件	恩典
	Production) が1万台を超える場合は法人 所得税免除期間を1年間追加する。 (4) 技術およびイノベーションの研究開発に 対する競争力向上のための追加恩典に定め られた基準に基づき申請が可能。 9. 工業用地開発のための追加恩典は対象外とする。 10. 国際標準省エネ自動車 (Eco-Car) 事業の被奨励 者の場合は、プロジェクトの全種類の電気自動車 生産量を国際標準省エネ自動車事業の実際生産量 (Actual Production) とする。尚、国内市場向け に製造される自動車は国際標準省エネ自動車事業 で定められた環境条件を満たすこと。	
4.25 バッテリー型電 気バイクの製造	1. バッテリー型電気バイクの製造プロジェクトと、 自社または他のメーカーのバッテリー製造プロジ ェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目か ら3年目までの電気バイク製造計画、その他の部 品の製造または調達計画、充電ステーションまた はバッテリー交換ステーション開発計画、使用済 みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有する国内の原材料または部品 メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練お よびに技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。 2. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電 気バイクと、バッテリーを製造すること。 3. タイ国内販売のバッテリー型電気バイクの場合 は、以下の基準および規則に従うこと。 3.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基 準 3.2 TISI 2720 または UN R75 規則に基づくタイヤ 基準 3.3 UN R78 規則に基づく ABS または CBS ブレーキ システム基準 3.4 タイ工業規格協会、陸上輸送局等の関連機関 によって定められるその他の基準および規則 4. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は 認められない。 5. <u>追加恩典</u> 5.1 2022年以内に電気バイクを製造開始する場合は 法人所得税免除期間を1年間追加する。	A4

業種	条件	恩典
	5.2 奨励証書発給日より3年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 5.3 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU）のその他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1部品あたり1年間追加する。 5.4 技術およびイノベーションの研究開発に対する競争力向上のための追加恩典に定められた基準に基づき申請が可能。 6. 工業用地開発のための追加恩典は対象外とする。	
4.26 バッテリー型電気三輪車の製造	1. バッテリー型電気三輪車の製造プロジェクトと、自社または他のメーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、充電ステーションへの関連計画、1年目から3年目までの電気三輪車製造計画、その他の部品の製造または調達計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。 2. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電気三輪車と、バッテリーを製造すること。 3. タイ国内販売のバッテリー型電気三輪車の場合は、以下の基準および規則に従うこと。 3.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基準 3.2 タイ工業規格協会、陸上輸送局等の関連機関によって定められるその他の基準および規則 4. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 5. <u>追加恩典</u> 5.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 5.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU）のその他の重要部品を追加製造する場合は法人	A4

業種	条件	恩典
	所得税免除期間を1部品あたり1年間追加する。 5.3 技術およびイノベーションの研究開発に対する競争力向上のための追加恩典に定められた基準に基づき申請が可能。 6. 工業用地開発のための追加恩典は対象外とする。	
4.27 バッテリー型電気バス・電気トラックの製造	1. バッテリー型電気バス・電気トラックの製造プロジェクトと、自社または他のメーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目から3年目までの電気バス・電気トラック車製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションへ開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練およびに技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。 2. 奨励証書発給日より3年以内にバッテリー型電気バス・電気トラックと、バッテリーを製造すること。 3. タイ国内販売のバッテリー型電気バス・電気トラックの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 3.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準 3.2 タイ工業規格協会、陸上輸送局等の関連機関によって定められるその他の基準および規則 4. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 5. <u>追加恩典</u> 5.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュール製造段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 5.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム（DCU）のその他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1部品あたり1年間追加する。 5.3 技術およびイノベーションの研究開発に対する競争力向上のための追加恩典に定められた基準に基づき申請が可能。	A4

業種	条件	恩典
	6. 工業用地開発のための追加恩典は対象外とする。	

第2項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の 4 類の業種 4.8.3 および 4.9、並びに 5 類の業種 5.2.6 の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

業種	条件	恩典
4.8.3 電動式の乗り物用部品および備品の製造		
4.8.3.1 バッテリーの製造	1. セル製造工程を有する場合	A1
	2. モジュール製造工程を有する場合	A2
	3. パックアセンブリ工程のみ有する場合	A3
4.8.3.2 トラクションモーターの製造		A2
4.8.3.3 電気式空調システムの製造：バッテリー型電動式の乗り物用コンプレッサー		A2
4.8.3.4 バッテリーマネージメントシステム（BMS）の製造		A2
4.8.3.5 運転制御システム（DCU）の製造		A2
4.8.3.6 車載充電器（On-Board Charger）の製造		A2 A2
4.8.3.7 電動式の乗り物用充電装置の製造、例えば、コンセント、コネクタ、Wallbox など		
4.8.3.8 DC/DC コンバータの製造		A2
4.8.3.9 インバーターの製造		A2
4.8.3.10 電気自動車用移動式充電器の製造		A2
4.8.3.11 電気式遮断器の製造		A2
4.8.3.12 EV スマート充電システムの開発		A2
4.8.3.13 電気バス・電気トラック用のフロントビーム・バックビームの製造		A2

業種	条件	恩典
4.8.3.14 高電圧ハーネス (High Voltage Harness) の製造		A2
4.8.3.15 減速ギア (Reduction Gear) の製造		A2
4.8.3.16 バッテリー冷却システム (Battery Cooling System) の製造		A2
4.8.3.17 回生ブレーキシステム (Regenerative Braking System) の製造		A2
4.9 造船または船舶の修理	操業開始期限日から 2 年以内に ISO14000 の認証を取得すること。	
4.9.1 500 グロストン以上の造船または修理		A2
4.9.2 500 グロストン未満の造船または修理 (エンジンまたは電気駆動システム、機器を搭載している金属船またはファイバーグラス船のみ)		A2
5.2.6 高エネルギー密度蓄電装置 (High Energy Density Storage) の製造	電力密度の特性および充電回数は委員会の同意を得なければならない。 1) セル製造工程を有する場合 2) モジュール製造工程を有する場合 3) パックアセンブリ工程のみ有する場合	
5.2.6.1 バッテリー (High Energy Density Battery) の製造		A1
		A2
5.2.6.2 スーパーキャパシタの製造		A3

第 3 項 業種 4.8.3.1 バッテリーの製造のセル製造工程を有する場合およびモジュール製造工程を有する場合、並びに業種 5.2.6.1 バッテリー (High Energy Density Battery) の製造のセル製造工程を有する場合およびモジュール製造工程を有する場合に関しては、タイ国内において製造していない原材料および必要資材に対して 2 年間にわたり、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税の 90% を上限として減税する。初回の原材料輸入日より 1 年毎に認可する。

第4項 業種 4.8.3.1 バッテリーの製造および業種 5.2.6.1 バッテリー（High Energy Density Battery）の製造の既存被奨励者に関しては、プロジェクトにおいてセル製造工程を有する場合およびにモジュール製造工程を有する場合は、タイ国内において製造していない原材料およびに必要資材に対して2年間にわたり、第30条に基づく原材料および必要資材の輸入税の90%を上限とする減税恩典を申請できる。初回の原材料輸入日より1年毎に認可する。

尚、仏暦 2563 年（2020 年）11 月 4 日より有効とする。

公布日：仏暦 2564 年（2021 年）1 月 13 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長